

大 阪 湾 圏 域

広 域 処 理 場 整 備 基 本 計 画 (案)

- 本 編 -

平成 17 年 11 月

大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー

本書は、大阪湾広域臨海環境整備センターの業務に関し、平成13年11月28日に主務大臣の認可を受けた大阪湾圏域広域処理場整備基本計画を変更するため、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）第20条第1項の規定に基づき、同条第2項の規定を遵守し、必要な事項を定めたものである。

目 次

1	広域処理場の位置及び規模に関する事項	1
2	広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域 並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する 事項	2
3	広域処理場の建設工事の施行に関する事項	5
4	広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施 に関する事項	5
5	広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより 造成される土地に関する事項	6
6	広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する 事項	6

1 広域処理場の位置及び規模に関する事項

(1) 埋立場所の位置及び規模

埋立場所名	位 置	規 模	
		面 積 (ha)	埋立容量 (万 m ³)
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203	3,100
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400

(2) 搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	位 置	規 模
		取扱可能廃棄物量 (t / 日)
姫路基地	姫路市飾磨区今在家地区	600
播磨基地	加古郡播磨町新島地区	1,700
神戸基地	神戸市灘区灘浜町地区	6,700
尼崎基地	尼崎市平左衛門町地区	12,000
大阪基地	大阪市西淀川区中島地区	12,000
堺基地	堺市築港新町地区	9,900
泉大津基地	泉大津市夕凧町地先	5,000
和歌山基地	和歌山市湊浜ノ坪地区	2,100
津名基地	淡路市志筑新島地区	110

2 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、
量及び受入れの基準に関する事項

(1) 受入対象区域

府 県 名	区 域		府 県 名	区 域					
	郡 市 名	町 村 名		郡 市 名	町 村 名				
滋 賀 県	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 滋賀郡 蒲生郡 神崎郡 愛知郡 犬上郡 東浅井郡 伊香郡	志賀町 安土町、蒲生町、日野町、 竜王町 能登川町 秦荘町、愛知川町 豊郷町、甲良町、多賀町 浅井町、虎姫町、湖北町、 びわ町 高月町、木之本町、 余呉町、西浅井町	大 阪 府	大 阪 市 大 塚 市 岸 和 田 市 豊 中 市 池 田 市 吹 田 市 泉 大 津 市 高 槻 市 貝 塚 市 守 口 市 枚 方 市 茨 木 市 八 尾 市 泉 佐 野 市 富 田 林 市 寝 屋 川 市 河 内 長 野 市 松 原 市 大 東 市 和 泉 市 箕 面 市 柏 原 市 羽 曳 野 市 門 真 市 撰 津 市 高 石 市 藤 井 寺 市 東 大 阪 市 泉 南 市 四 條 畷 市 交 野 市 大 阪 狭 山 市 阪 南 市 三 島 郡 豊 能 郡 泉 北 郡 泉 南 郡 南 河 内 郡					
						京 都 府	京都市 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡 北桑田郡 船井郡	大山崎町 久御山町 井手町、宇治田原町 山城町、木津町、加茂町、 笠置町、和束町、精華町、 南山城村 美山町 園部町、八木町、日吉町、 京丹波町	島本町 豊能町、能勢町 忠岡町 熊取町、田尻町、岬町 太子町、河南町、 千早赤阪村

府県名	区 域		府県名	区 域	
	郡 市 名	町 村 名		郡 市 名	町 村 名
兵 庫 県	神戸市		奈 良 県	奈良市	
	姫路市			大和高田市	
	尼崎市			大和郡山市	
	明石市			天理市	
	西宮市			橿原市	
	洲本市			桜井市	
	芦屋市			五條市	
	伊丹市			御所市	
	相生市			生駒市	
	加古川市			香芝市	
	赤穂市			葛城市	
	西脇市			生駒郡	平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町
	宝塚市			磯城郡	川西町、三宅町、 田原本町
	三木市			宇陀郡	大宇陀町、菟田野町、 榛原町、室生村、曾爾村、 御杖村
	高砂市			高市郡	高取町、明日香村
	川西市			北葛城郡	上牧町、王寺町、広陵町、 河合町
	小野市			吉野郡	吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村、天川村、川上村、 東吉野村
	三田市				
	加西市				
	篠山市				
	丹波市				
	南あわじ市				
	淡路市				
たつの市					
川辺郡	猪名川町				
加東郡	社町、滝野町、東条町		和 歌 山 県	和歌山市	
多可郡	多可町			海南市	
加古郡	稲美町、播磨町			橋本市	
飾磨郡	夢前町			有田市	
神崎郡	市川町、福崎町、香寺町、 神河町			御坊市	
揖保郡	太子町			紀の川市	野上町、美里町
赤穂郡	上郡町			海草郡	岩出町
津名郡	五色町			那賀郡	かつらぎ町、高野口町、 九度山町、高野町
				伊都郡	湯浅町、広川町、吉備町、 金屋町、清水町
				有田郡	美浜町、日高町、由良町、 印南町、日高川町
				日高郡	

(2) 廃棄物の種類及び量

(単位：万 m³)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖 埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 埋立処分場	220	290	630	460	1,600
神戸沖 埋立処分場	800	400	300	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	770	350	280	0	1,400
合計	2,180	1,760	2,480	1,180	7,600

(3) 受入れの基準

廃棄物の受入れの基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破砕等したものとす。

3 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

(1) 工事期間

昭和 62 年度から約 35 か年

(2) 工事に要する費用の概算額

おおむね 3,000 億円

(3) 工事の施行

広域処理場の建設工事の施行に当たっては、廃棄物の処理が適切に行われるようこれを進めるとともに、各施設については、法令に定められた基準に基づき、廃棄物の種類、性状に応じて適切に選定、配置する。

なお、建設工事の施行に当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮する。

4 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

(1) 埋立期間

平成元年度から約 33 か年

(2) 海面埋立ての実施

廃棄物の受入れに当たっては、廃棄物の検査・監視体制及び関係機関との連絡体制を整備し、不適正な搬入の防止を図り、廃棄物による海面埋立てに当たっては、廃棄物の性状及び造成される土地の利用形態を考慮して埋立てを行う。

なお、廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮する。

5 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項

(1) 土地の利用形態

(単位：ha)

埋立場所名	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計
泉大津沖埋立処分場	9.8	3.7	6.8	20.3
尼崎沖埋立処分場	4.9	5.1	1.3	11.3
神戸沖埋立処分場	6.9	0	1.9	8.8
大阪沖埋立処分場	7.8	0	1.7	9.5

(注) 港湾計画改訂中であり、その結果により変更される可能性がある。

6 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項

広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮する。